

Topic 03

8月1日以降、国民健康保険の限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額証」)を交付します 問 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険の資格確認書をお持ちの方は、診療の際に「限度額証」を資格確認書と併せて提示することで、窓口負担額が自己負担限度額(別表1・2参照)までとなります。

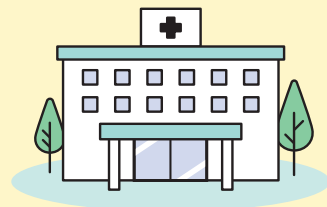
※マイナンバーカードに保険証の利用登録がある方は、マイナ保険証を利用することで窓口負担額が自己負担限度額までとなります。「限度額証」は発行できないため、マイナ保険証で受診してください。

持ち物／

- ・国民健康保険資格確認書
- ・個人番号通知カードまたはマイナンバーカードなど(個人番号確認のため)
- ・本人確認ができる書類(顔写真付きは1点、それ以外は2点確認)
- ・委任状(同一世帯以外の方が代理で申請される場合)

※保険税の滞納がある世帯には交付できません。

※愛西市国民健康保険以外の方は、それぞれの健康保険にお問い合わせください。



別表1【国民健康保険(70歳未満)の自己負担限度額】

所得要件	3回目まで	4回目以降	年間上限
901万円超	270,300円+ (総医療費-90,100円)×1%	140,100円	168万円
600万円～ 901万円以下	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円
210万円～ 600万円以下	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1%	44,400円	53万円
210万円以下	61,500円	44,400円	53万円
住民税 非課税世帯	36,900円	24,600円	29万円

注1 所得区分は、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除(43万円)後の総所得金額等です。

注2 4回目以降は、過去12か月の間に一つの世帯での支給が4回以上あった場合に適用されます。

注3 所得区分「210万円以下」に区分される方の年間上限は、一部41万円の場合があります。

別表2【国民健康保険(70歳から74歳)の自己負担限度額】

所得区分	負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年間上限
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合140,100円)		168万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合93,000円)		111万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)		53万円
一般	2割	22,000円	61,500円 (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)	53万円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ		11,000円	25,700円 (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合24,600円)	29万円
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ		8,000円	15,700円	18万円

注1 「一般」ならびに「現役並み所得者Ⅲ」区分の場合は申請不要です。(負担割合に応じて限度額までとなります。)

注2 所得区分「一般」の外来の年間上限の自己負担額は、216,000円です。また、入院を含めた年間上限は一部41万円の場合があります。

Topic 04

後期高齢者医療資格確認書に負担区分を記載します

問 保険年金課 ☎(55)7119

後期高齢者医療保険の資格確認書をお持ちの方は、資格確認書に負担区分を記載することで、医療機関での窓口負担額が自己負担限度額(下表参照)までとなります。資格情報のお知らせをお持ちの方は、マイナ保険証をご利用いただくことで、窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

▼持ち物／

- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・個人番号通知カードまたはマイナンバーカードなど(個人番号確認のため)
- ・本人確認ができる書類(顔写真付きは1点、それ以外は2点確認)
- ・委任状(被保険者本人以外が代理で申請される場合)

別表3【後期高齢者医療の自己負担限度額】

	負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年間上限
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降:140,100円)		168万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降:93,000円)		111万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降:44,400円)		53万円
一般	2割又は1割	22,000円	61,500円 (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降:44,400円)	53万円※
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	11,000円	25,700円 (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降:24,600円)	29万円
	区分Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

※年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。